

今年の長岡は雪は積まらな
くも寒い年明けでした。冬らしい
冬、覚悟して仕事の段取りを。

さあ確定申告 今回は大変 早めに準備をしましょう

△インボイス後1年 今回から消費税1年分▽
年が明けました。今年は今まで以上に申告が大変な
年になります。特に一昨年10月のインボイス導入で
初めて課税業者になった方は、昨年分(令和6年分)か
らは1年分の売上に消費税がかかりますので、税その
ものの負担が増えるし計算も大変です。2割特例を使
っている方も負担が増える事は変わりません。さらに
簡易課税より本則課税の方が経費の計算が大変になり
ますので、売上はもちろんですが仕入れ・経費の管理
をしっかりと行う必要があります。また所得税に関して
事業主の定額減税は確定申告で行います。

△記帳のまとめ・確認を早めに▽
昨年末に、毎年個人で申告されている方に例年通り
申告の資料をお配りしました。最大限ご活用下さい。
2月に入ると支部での相談会が始まります。1月のう
ちにまとめられるものはまとめましょう。

△控除証明等必要な資料を確認▽
従業員の年末調整を行っている方はわかると思いま
すが、必要な資料は確認・収集が必要です。
◆申告書提出の際添付が必要なもの

- ・ 生命保険料・地震保険料等の控除証明書
10月～11月には郵送されています。
- ・ (住宅取得控除を受ける方のみ)
「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」
「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」
年末残高の証明は昨年中に送付されています。
- ◆添付は必要ないが計算上必要なもの
- ・ 国民健康保険料の領収ハガキまたは払込領収証
- ・ 国民年金保険料控除証明ハガキ
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 公的年金を受け取っている方にハガキ形式で1月中旬
下旬に届きます。
- ・ (他で給料をもらっている場合)給料の源泉徴収票
- ・ 企業年金等の源泉徴収票
- ・ 「医療費のお知らせ」(保険者から封書で送られる)
- ・ 10月以降の医療費の領収書(医療費のお知らせに記
載されていない分)

現在まで届いていなければ発行者に問い合わせ、紛
失した場合は再発行を依頼してみましよう。

△新年旗開き▽

今年も新年旗開きを行います。
今回も「口大福前」同様、集会に続いて懇親会も
行います。(前号の折り返しチラシをご覧ください。)
日時: 1月23日(木) 18時半開始
場所: 花月苑パル(大手通り2シヨップイン大手2階)
参加希望の方は1月16日(木)迄に役員・事務所へ。

△消費税なくす長岡各界連絡会12月街頭行動▽
長岡各界連は、消費
税廃止の街頭行動を、
12月24日(火)12
時15分～45分の間
アオーレ長岡前歩道に
行いました。

消費税は1988
(昭和63)年12月
24日に国会で税制改
革6法案が成立した事
で翌1989(平成元
)年4月1日より導入
されました。法案成立
から36年にあたるこ
の日、14人が行動に
参加し、マイク宣伝や
「消費税率を10%か
ら5%に」の署名・シ
ール投票に取り組みま
した。

寒風吹きすさぶ中、
短時間の行動でしたが
署名は4筆、またシー
ル投票は4枚いすれも
「5%に戻せ」でした
昨年の衆議院選挙後
埼玉県議会で自民党が
提出したインボイス廃
止意見書が可決される
など少し流れが変わっ
て来ているようですが
まだまだ道半ばです。
変わらざる訴え続けて行
きましょう。

△年末調整・源泉税相談 まだの方へ▽

所得税納期半年特例の事業所の納期限は1月20日
(月)、税務署への法定調書・市役所への給与支払い報
告書の提出期限は1月31日(金)です。まだお済みで
無い方、相談したいという方は至急電話連絡を下さい。
△事務所不在が多くなります。「承知ください」▽
商工新聞配達や集金の関係で水曜日の午後及び木曜
日、月1回の各界連街頭行動や外での相談会の際は不
在となります。電話不通の場合はおかけ直しを。また
相談等で来所される際は事前に連絡をお願いします。

